道路請願工事施行承認申請書

年　　月　　日

春　日　市　長　　様

〒

申請者　　住　所

（施主）　氏　名

担当者

ＴＥＬ

道路法第２４条に規定により、道路請願工事施行承認を申請します。

<table>
<tr><td>施　工　目　的</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">施　工　場　所</td><td>路線名</td><td>市道　　級第　　号路線</td><td>車道・歩道・その他（　　）</td></tr>
<tr><td>場　所</td><td colspan="2">春日市</td></tr>
<tr><td rowspan="6">工　事　概　要</td><td colspan="2">工　事　種　別</td><td>施　工　数　量</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>工事の期間</td><td colspan="2">年　　月　　日
年　　月　　日　　日間</td><td></td></tr>
<tr><td>施　工　方　法</td><td colspan="3">直営・請負
施工業者　住　所
業者名
担当者
連絡先</td></tr>
<tr><td>添　付　書　類</td><td colspan="3">位置図・現況図・計画図・構造図・交通対策図・求積図・現況写真
その他（　　）</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

記載要領

1　申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄には所属・氏名を記載すること。

2　「工事概要」の欄には、「工事種別」として歩道切下げ、植樹帯移設等の工事内容を、「施工数量」として延長、面積等の施工規模を記入すること。

3　「場所」の欄には地番まで記載すること。施工箇所が２以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを〇で囲むこと。

4　「工事の期間」の欄には、工事実施から完了までの期間を記載すること。仮移設等を含む場合は復旧までの期間を含めて記載すること。

5　「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

6　「添付書類」の欄には、添付した書類に〇を付し、その他必要な書類を添付した場合には、その書類名を記載すること。

7　その他必要な事項については、「備考」欄に記載すること。

行政不服審査法について

1　占用許可について不服がある場合は、許可があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、春日市長に対して審査請求することができます。

2　占用許可については、上記１の審査請求のほか、許可があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、春日市を被告として（訴訟において春日市を代表する者は春日市長となります。）、許可の取消しの訴えは提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、許可の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、許可（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや、許可の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間や許可（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。